

太樹法律事務所

URL daijulaw.jp

〒104-0031 東京都中央区京橋3-12-4 マオビル10階
TEL: 03-3562-7117 (代表) / FAX: 03-3562-7118



日常生活に密接に結びつく 競争法分野のエキスパートとしての自負

太樹法律事務所は、経済法を中心とする企業法務に特化した専門事務所である。独占禁止法（以下「独禁法」）や景品表示法（以下「景表法」）の審査、排除措置・課徴金納付などの命令取消訴訟、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」）の調査対応、独禁法 25 条に基づく損害賠償請求訴訟、同法 24 条に基づく差止請求訴訟の対応、フランチャイズ、通信販売ビジネスなど、対応する事案は企業の日々の活動に密接に結びついているものが多い。

「当事務所は、企業が時代の流れやユーザーの需要に迅速に対応し、スムーズかつ安全に創造的な事業展開ができるよう、サポートすることを業務方針としています」。

高橋善樹弁護士は、日ごろからクライアントの市場における競争状況に目を配ることはもちろん、既存事業だけでなく新規事業のあり方やリスクを積極的に分析し、必要に応じて役員や従業員に対する研修を実施するなど、クライアントと積極的な関わり合いを持つことが必要との考えを持って対応している。

「業務はメーカーやフランチャイズ本部、通販事業

者、業界団体などの顧問契約先企業の専門分野に関わる対応が中心です。この分野では、いざ事が起こったときにどれだけ早く動けるか、時間との戦いになることがほとんどです。平時からクライアントとともにビジネスを進めていく気構えが求められるため、日常の些細なことでも気軽にご相談いただけるよう、顧問契約を結ばせていただくようにしています」。

独禁法を手がける弁護士にできること

以前は独禁法違反の大規模な事件が世間を賑わせたものの、近年はずいぶんと少なくなった印象があり、事件に巻き込まれたときにどう対応すればよいのか、常に意識している人は少ないだろう。しかし、いざ立入検査が始まれば、被調査会社の役員や従業員がヒアリングを受け、供述調書が作成される。日本ではヒアリングや供述調書の作成に弁護士が立ち会うことはできず、調査を受けることに慣れていない従業員が動転してしまい、審査官に指示されるまま証言してしまうことが起こりがちである。このような一方的と言っても過言ではない調書の作成を防ぐため、ヒアリング当日はもちろん事前・事後の対応に重点を置いている。今後は調査の早い段階で確約手続の検討も必要になる。

「事前通知を受けた後の意見聴取手続への対応も

時間との戦いです。いったん独禁法事件を受任すると、集中的にヒアリング対応や意見聴取手続などの審査対応に追われます。これまでの経験上、排除措置命令や課徴金納付命令が下された後に結論を覆すよりも、調査段階の反論や反証のほうがはるかに効果的です」。

企業活動に多大な影響を及ぼす 不当表示による課徴金リスク

不当表示に対する消費者の意識の高まりを受け、課徴金が課せられる時代になった。消費者庁による措置命令や課徴金納付命令も増加の一途をたどり、企業にとって細心の注意を払うべき課題の一つとなっている。企業は表示管理体制の構築を求められ、そのチェックに追われてしまい、本来の業務に支障が出るケースも少なくない。

特に優良誤認表示は訴求ポイントに対応した根拠を求められるが、日常的に使用される商品について“人の使用形態に対応しない実験室での結果は表示の根拠として不十分である”と判断されるケースが多い。また、強調表示の場合の打消し表示の仕方や体験談を記載する場合の留意点など、ガイドラインをよく参照することはもちろん、明記されていない行間を読んで対応しなければならないことも多い。新しい表示は当然だが、従来から使用している表示の再チェックも重要だと高橋弁護士は指摘する。

「不当表示のリスクはメーカーだけでなく小売業者など流通業界にとっても大問題になります。小売業者はメーカーの表示を信頼して自らの広告に採用するしかありませんが、その表示に根拠がなく、問題があると指摘されれば、メーカーと同様に小売業者も不当表示の責任を負うことになりかねません。ただ、メーカーの資料を確認するにしても、どこまで遡って調査すればよいのかなど、悩ましい問題が山積しているのが実情です」。

もし不当表示の可能性を発見した場合、どのように対応するかも問題である。しかし、直ちに表示を止めるだけでは課徴金のリスクが除去されない。一般消費者の誤認防止措置、すなわち日刊紙に不当表示であることを認め、お詫び広告の掲載など一般消費者の誤認を解くための措置を行わなければ、表示を止めた後6か月間の売上額を含む3年分の売上額に対する3%の課徴金を課せられるからである。企

業の今後に影響する可能性が十分あり、迅速かつ的確な判断が求められている。

下請法の運用強化で 軽視できなくなった下請関係

政府の主導によって、下請法の運用が日々、強化されている。下請法の遵守は企業にとっていまや事業活動の基本的なルールの一つになったということができ、親事業者は勧告だけでなく改善指導を受けることがないよう、日常的なチェックを求められている。また、業界団体を通じた自主行動計画の策定も広く浸透しつつあり、毎年11月の下請法強化月間に開催される中小企業庁主催の下請取引適正化推進シンポジウム・セミナーで講演している高橋弁護士は、親事業者の下請法コンプライアンスの実現に向けたアドバイスを積極的に発信している。

「25年にわたり、一貫して経済法分野の相談や事件の実務に深く関わってきました。この分野での経験を少しでも多くの企業に伝えるため、単に実務に取り組むだけでなく、講演や執筆活動など有意義な情報を発信し続けていきます」。



下請法を親事業者向けに分かりやすく解説したDVD(詳細は90頁参照)

DATA

- 所属弁護士等
弁護士1名(2018年12月現在)
- 沿革
流通独占禁止法の第一人者だった故川越憲治弁護士の事務所にて19年にわたって独禁法審査、審判、審決取消訴訟事件、景品表示法審査事件、下請法審査事件のほか、フランチャイズ、通信販売等流通分野の相談業務に従事し、2011年9月太樹法律事務所設立
- 過去の主要案件
▽独占禁止法審査▽排除命令、課徴金納付命令取消訴訟▽独禁法25条訴訟▽独禁法24条差止請求訴訟▽景品表示法調査対応▽下請法調査対応等
- 主な著書・論文(共著含む)
川越憲治「実務経済法講義」(民法研究会、2005)、川越憲治・志田至朗・山田務編「Q&A 新しい独占禁止法と金融実務」(金融財政事情研究会、2007)、白石志忠・多田敏明編「論点体系独占禁止法」(第一法規、2014)